

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、株券が電子化されたことに伴い、以下の理由により定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条1項により、決済合理化法の施行日をもって当行株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がなされたものとみなされており、現行定款第7条（株券の発行）および第8条第2項（単元未満株券の不発行）の定めは不要となりますので、これを削除するものです。
- (2) 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付けで「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたため、これに伴い不要となる実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものです。
- (3) 株券喪失登録簿については、会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまでこれを作成し備置く必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日をもって削除するものです。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条</u> 当銀行は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 2 <u>当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>3 <u>当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。 (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。 3 <u>当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第11条～第23条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>2 当銀行の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。 3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第10条～第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第31条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第30条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第39条 <u>当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u></p> <p>第40条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
1	やしろまさもと 八城政基 (昭和4年2月14日生)	昭和33年6月 スタダート・ウ・アキーム・オイル日本支社（現エクソ モビル有限会社）入社 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社長 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際顧問 委員会委員（現任） 平成17年6月 当行取締役会長 平成18年6月 当行シア・アト・ハイパー 平成19年6月 中国建設銀行顧問（現任） 平成20年6月 当行取締役会長 平成20年11月 当行取締役会長 代表執行役社長（現任）	0株
2	ラフルク・フータ (昭和34年8月13日生)	昭和61年12月 ソエテジェネラル（インド）シニアオフィサー 経理部ヘッド 平成元年12月 香港上海銀行（インド）マネージャール ファイナンシャル コントローラー 平成8年9月 トイ銀行（インド）ディレクター チーフコントローラー 平成10年10月 同行（シンガポール）アジア太平洋本部 ディレク ター チーフコントローラー 平成13年3月 DBS銀行（シンガポール）マネージングディレク ター グループ ファイナンシャル コントローラー 平成17年9月 当行専務執行役最高財務責任者（現任）	普通株式 76,991株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
3	J. クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールトマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース社会長(現任) 平成18年10月 H S H / ルド銀行スーパーバイザーレポートメンバー (現任) 平成19年8月 ケスターグループ取締役(現任) 平成20年9月 フラワース・ナショナル銀行会長(現任)	普通株式 91,297,043株
4	伊藤 侑徳 (昭和11年3月8日生)	昭和37年4月 日本輸出入銀行(現国際協力銀行) 入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O C ホールディングス株式会社監査役 平成19年3月 株式会社 C E A J a p a n 代表取締役 社長(現任) 平成19年6月 当行取締役(現任) 平成19年6月 社団法人アテン・アメリカ協会監事(現任)	普通株式 3,000株
5	か 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	0株
6	まき 植 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役(現任)	0株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
7	まつもと おおき 松本大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年4月 ヲモシ・ブ・ラザ・ズ・アシア証券会社入社 平成2年4月 コーランドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 コーランドマン・サックスグループ、L. P. ゼネラル パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス代表取締役 平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 (現マネックスグループ株式会社) 代表取締役 社長(現任) 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券 株式会社) 代表取締役社長(現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所グループ 取締役 (現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所取締役(現任) 平成20年6月 当行取締役(現任)	0株
8	ながしま やす はる 長島安治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・ 常松法律事務所)パートナー 平成9年1月 同事務所顧問(現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役(現任)	0株
9	おがわ のぶ あき 小川信明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律事務 所)パートナー(現任) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行(特別公的管理下における株式会社 日本長期信用銀行) 監査役 平成12年3月 当行取締役(現任)	0株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
10	たか 橋 ひろ 幸 高 橋 ひろ 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現任) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社) 監査役(現任) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現協和発酵キリン株式会社) 監査役(現任)	0株
11	シジョン S. フラース Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー・アドバイザー(現任) 平成13年8月 マニカ・ベンチャー・パートナー(現任) 平成17年5月 シュアン・ベンチャー 会長(現任) 平成17年6月 当行取締役(現任)	普通株式 70,000株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当(委員会)については事業報告(21ページ)に記載しております。

2. 「所有する当行株式の数」欄に取締役候補者が実質的に所有する当行株式として記載されたもののほかに、当行現社長の八城政基より、同人は当行株主であるサタンIサブ(ケイマン)エグゼクティブリミテッド、サタン・ジャパンIIサブ・シーブイ、サタン・ジャパンIIIサブ・シーブイ及びサタンIVサブ・エルビエ(以下総称して「サタン各社」といいます)を通じて、当行株式に対して間接的な経済的出資を行っているとの申告を受けております。なお、八城政基は、サタン各社に対し支配的な地位にあるものではありません。

3. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行はJ. クリストファー フラース氏がジェネラル・パートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配しているNIBC Bank N.V. に対して融資コミットメントの設定を行っています。
- (2) 当行はJ. クリストファー フラース氏がジェネラル・パートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配しているNIBC Bank Ltd. (NIBC Bank N.V. のシンガポール現地法人) に対して融資を行っています。

- (3) 当行はJ. クリストファー フラワーズ氏が代表をつとめるJ. C. フラワーズ社が設立、運営するJ. C. Flowers II L. P. およびJ. C. Flowers III L. P. に対して出資を行っています。
- (4) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。

その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 4. J. クリストファー フラワーズ、伊藤侑徳、可児 滋、榎原 稔、松本 大、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。

- 5. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② 伊藤侑徳氏につきましては、国際金融に関する見識と豊富な経験、銀行業務に関する知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 榎原 稔氏につきましては、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑤ 松本 大氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また経営者としての経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑥ 長島安治氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑦ 小川信明氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑧ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑨ ジョン S. ワズワース Jr. 氏につきましては、銀行業務における幅広い知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行なわれた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った事実行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当事項はありません。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

榎原 稔氏が社外取締役をつとめている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（旧証券取引法で定められていた証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。また、同氏が三菱UFJ証券株式会社の社外取締役在任中の平成21年4月に、同社は、同社の元従業員が顧客情報を不正に取得し、第三者に売却した事実が判明したことを公表しました。同氏は、本件発覚前には当該事実を認識しておりませんでした。本件発覚後には、同氏は取締役会において再発防止等について必要な意見を述べました。

榎原 稔氏が社外取締役をつとめていた三菱電機株式会社は、同氏の社外取締役在任中に、同社は北海道内での下水処理施設電気設備工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、同氏が退任した後（平成18年6月退任）の平成20年10月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は退任後、同事件が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。

松本 大氏が代表取締役社長をつとめているマネックス証券株式会社は、平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況であること、および証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受領しました。尚、同社は平成18年7月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。また、マネックス証券株式会社は、平成20年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないとして認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成21年3月に金融庁より、業務停止命令（平成21年4月1日から同年6月30日までの間、システム整備を伴う新たな業務展開（金融庁が個別に認めたものを除く）の停止）および業務改善命令を受けました。なお、同社は、平成21年4月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。

- (4) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

長島安治、小川信明の両氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげていると共に、豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。

- (5) 社外取締役候補者のうち現に当社の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① J. クリスター フラワーズ 氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算 8 年 3 ヶ月であります。
- ② 伊藤侑徳氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって 2 年であります。
- ③ 可児 滋、長島安治両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって 5 年であります。
- ④ 榎原 稔、小川信明両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって 9 年 3 ヶ月であります。
- ⑤ 松本 大氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって 1 年であります。
- ⑥ 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって 3 年であります。
- ⑦ ジョン S. ワズワース Jr. 氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって 4 年であります。

- (6) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者 J. クリスター フラワーズ、伊藤侑徳、可児 滋、榎原 稔、松本 大、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は当社と会社法第 427 条第 1 項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当社に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記 9 名の再任が承認された場合、当社は 9 名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月22日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
 - ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ③ 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）
- （Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以 上